

2022年1月1日より

## 『会員証等の提示時期および紹介カードの発行方法』が変わります



会員証・利用券の提示または、紹介カードの発行場合は  
**初回面談時（オンライン商談含む）までに発行して、**  
販売担当者にご提示していただきます。

※ 初回面談時以降に提示された会員証等・紹介カードは無効です。提携特典を受けることはできません

※ 会員証・利用券提示の場合は、初回面談時に弊社指定の所定の手続きをお願いさせていただきます



紹介カードは下記「**専用サイト**」から発行された紹介カードのみ有効  
となります。※紹介カードを発行された場合は、初回面談時の「所定の手続き」はありません。

※ 有効期限：発行日付より1年間です

- ・ 提携特典以外の割引等のサービスと併せて利用することはできません
- ・ 物件により特典が受けられない場合や異なる場合がございます
- ・ 紹介カードの発行者は、お引渡し時まで必ず名義人となること(持分をもつこと)が必要です

すでにモデルルーム等にご来場またはご予約されている方は、  
**12月30日までに会員証・利用券の提示または、紹介カードの発行をお願い致**  
**します。**

※ 年明けに会員証・利用券を提示された場合は、提携特典の適用は受けられません

※ 年明けに紹介カードを発行された場合は、提携特典の適用は受けられません

※ 会員証等の提示・紹介カードを発行されても、契約を確定するものではありませんので、あらかじめご了承ください

### 提携特典ご利用の流れ

1



紹介カードを発行される場合は、下記記載のURL、QRコードの専用サイトから初回面談時までに紹介カードを発行。

紹介カードを発行したい物件名の下部にある「紹介カード」ボタンをクリックしてください。「紹介カード」発行フォームが表示されます。

紹介カードが発行されると、ご指定のメールアドレスに紹介カードが送信されます。

2

会員証等の提示または、発行した「紹介カード」を物件担当者に提示。



初回面談時までに物件担当者にご提示ください。  
※ 初回面談時とはオンライン商談を含みます  
※ 以降ご提示の会員証等・紹介カードは無効となります

3

提携特典適用にてご契約。



紹介カードは下記URLまたはQRコードの「神奈川県職員」専用サイトより  
ご検討の物件ごとに必ず初回面談時（オンライン商談含）までに発行してください。

<https://teikei.mec-r.com/kanagawa/>



### 上記に関するお問い合わせ先

三菱地所レジデンス株式会社 第四販売部 広域販売室 営業推進グループ E-mail: [houjin-g@mec-r.com](mailto:houjin-g@mec-r.com)  
※ お問い合わせは、お名前・勤務先をご記入のうえ左記メールアドレスにメールにてお願いいたします